

平成22年度 コンプライアンス推進アクション・プログラム

1. 基本方針

アクションプログラムは、開始から3年が経過し、再発防止策として構築された制度・仕組みを各部門において適切に運用・維持することが重要となっている。

社内のコンプライアンス意識は浸透してきているが、今後ともコンプライアンス違反事案の発生を防止するために「コンプライアンス意識の向上」を図る必要がある。社員のコンプライアンス意識を今後も維持し向上させるためには、各部門における取組みとあわせて、企業理念や企業行動規範などに現れている共通基盤に立ち返って全社的アクションを実施すべきである。

他方、法規制に対する理解不足を原因とするコンプライアンス違反事案の発生を未然に防止するため、関係する「法令等の知識の充実」を図る必要がある。

平成22年度のアクションプログラムは、上記「コンプライアンス意識の向上」、「法令等の知識の充実」の観点から全社的に取組むべき事項を推進項目として設定した。あわせて、「コンプライアンス推進・検証体制のチェック」の観点から推進項目を設定し、各所の日常業務・保安活動に委ねられたものを含むコンプライアンス推進全般にわたる全社的なチェックを行うとともにJパワーグループ各社との協調を図ることとした。

2. 推進項目

コンプライアンス意識の向上	
1	【経営による率先垂範】 役員によるコンプライアンス懇談会を現地機関で開催し、当該機関社員との情報交換、意見交換を通じてコンプライアンスを周知・徹底する。
2	【職種間交流プログラム】 職種間の垣根を超えた研修等(他部門視察、意見交換会)の交流プログラムを実施する。
3	【コンプライアンス教育】 階層別研修(新入社員研修ほか)においてコンプライアンス教育を実施する。
4	【コンプライアンス推進月間】 10月を「コンプライアンス推進月間」として、全社並びに各機関・職場において、コンプライアンス推進活動・行事を行う。
5	【コンプライアンス推進活動の支援】 弁護士等による法務講演会や意見交換会等、現地機関における自主的なコンプライアンス推進活動の実施を支援する。
法令等の知識の充実	
6	【コンプライアンス情報の発信とアクセス向上】 コンプライアンス情報を社内に発信するとともに、情報ツールの利便性向上を図る。
7	【法令教育】 法令等の知識の充実を目的とした研修を行い、社員のスキル充実を図る。
コンプライアンス推進・検証体制のチェック	
8	【機関間・グループ会社間の連携強化】 コンプライアンス担当者間の連絡会等を開催することにより社内各機関間およびJパワーグループ各社との連携を強化する。
9	【自主保安体制】 自主保安部会のもとで事業用電気工作物の自主保安活動を部門横断的に推進する。
10	【コンプライアンスアンケート】 コンプライアンス相談窓口によるコンプライアンスアンケートを定期的実施する。
11	【水力発電設備安全性評価】 ダム変位データ等の重要な測定データについて、本店技術主管箇所に報告し本店で分析評価を実施する。

以上